

騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出の手引き

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、一定の工場の設置者には、同法に定める公害防止に関する職務を行う公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。騒音・振動関係の公害防止管理者等については次のとおりです。

(1) 選任が必要な工場（法第2条の3，6，法施行令第4条，第5条）

選任が必要な工場の要件			選任する公害防止管理者等の区分		
業種	所在する地域	設置している施設	騒音	振動	統括者
●製造業(物品の加工業を含む) ●電気供給業 ●ガス供給業 ●熱供給業	騒音規制法、振動規制法により指定された地域内	機械プレスのうち、呼び加圧能力が980キロニュートン以上のもの	○	○	○ ただし、会社全体の常時使用する従業員数が20人以下の場合は不要
		液圧プレスのうち、呼び加圧能力が2,941キロニュートン以上のもの(矯正プレスを除く)	×	○	
		鍛造機のうち、落下部分の重量が1ト以上のハンマーであるもの	○	○	

(注) 1 ○印は選任が必要，×印は選任が不要です。

2 業種は，原則として日本標準産業分類によります。また，他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 選任（法第4条，法施行規則第5条）

公害防止管理者等の選任が必要な工場には，次の表のとおり各選任区分につき管理者本人とその代理者を選任する必要があります。

選任区分		必要な資格
騒音関係公害防止管理者	本人	国家試験(公害防止管理者試験)に合格しているか，又は国が行い若しくは指定する資格認定講習の課程を修了していること。
	代理者	
振動関係公害防止管理者	本人	
	代理者	
公害防止統括者	本人	本人は，当該工場の事業を統括管理するもの(例えば工場長)であること。代理者は特に定めがない。
	代理者	

(注) 1 同一人が二以上の工場の公害防止管理者又はその代理人を，原則として兼ねることができません。

2 同一人が同じ区分の公害防止管理者の本人と代理者は兼ねることができません。このことは，公害防止統括者の本人と代理者の場合も同様です。

3 1及び2以外の場合は，法に定める職務を誠実にを行ううえで支障がない限り，同一人が兼ねることができません。

(3) 届出（法第4条，法施行規則第5条）

公害防止管理者等を選任した場合は，次のとおり届出を行うことが工場の設置者に義務づけられています。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期日	届出期日	添付書類	提出部数
選任，死亡，解任の届出	公害防止管理者等の選任，解任又は死亡	公害防止管理者本人とその代理者の選任の場合は60日以内， 公害防止総括者本人とその代理者の選任の場合は30日以内	選任，解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し，又は資格認定講習の修了証書の写し	2通（正本1通及びその写し1通）

※ 届出書は鈴鹿市ホームページの行政ガイド：申請様式：様式集（申請書など）等からダウンロードできます。